

現在の経済改革の中で気になること。

キューバ共産党第一回全国会議が、1月28日、29日の二日間、80万人余の党員を代表し、806名の代議員が参加して開催され、4つの分科会で討論が行われました。そのうち、中央委員で、宗教問題担当責任者のカリダード・ディエゴさんが主催した第二委員会政治的・思想的活動(219人参加)での彼女の発言に驚きました。ディエゴさんは、キューバでの自営業者が労働者を雇用する問題で、次のように述べています。



「キューバでは、一定の労働条件が維持され、また国が基本的な生産手段を維持している社会であるから、自営業者が労働者を雇用して賃金を払っても、それは搾取には当たらない。したがって、搾取を禁止している現行憲法に違反しない」。

しかし、ここには、重大な理論的混乱があるように思われます。搾取については、どう考えたら良いのでしょうか。わが国で代表的なマルクス経済学の入門書の一つである、置塩信雄・鶴田満彦・米田康彦『経済学』は、次のように述べています。

「社会主義社会においても剰余労働は存在する。しかし、それは、資本家による搾取という形態をとらず、社会的に利用できる、社会的に必要な追加的生産財や、流通や共同的消費手段などに投入される。

剰余労働が、利潤という形態で資本家によって取得されるのは、資本主義的生産においては、生産が資本家の私的所有物である生産手段と労働力の結合によって行われ、その結果、剰余労働によって生産される剰余生産物は資本家の所有物となり、それをなにに用いるか、いかに処分されるかの決定はいっさい資本家によって握られることになる。すなわち剰余労働が搾取されるのである」。

あるいは、日本のマルクス主義者の総力を挙げて編集された『社会科学総合辞典』は、搾取について次のように簡潔に述べています。

「人間の人間による搾取は、社会の主要な生産手段が社会の一部の人びとの私的な所有から社会の全成員による社会的な所有にうつされ、社会の人びとの階級への分裂が最終的になくなった共産主義社会において、はじめて消滅する」(社会科学辞典編集委員会編『社会科学総合辞典(新日本出版社、1992年)。

ディエゴさんは、キューバ社会が、資本主義から社会主義への過渡期社会であることを忘れ、あたかも社会主義社会に到達した社会であるという前提に立っているようです。さらに、キューバには、現在、国家資本、外国資本、合弁資本、協同組合資本、株式資本、個

人資本など様々な資本が存在し、多様な生産形態が見られる社会です。しかも、国家資本の比率は、経済の分権化の過程で、かつてのような大きな比重を減じつつあります。しかも、自営業者の所得には、最高で50%の所得税しかかけられず、その所得は、自営業者の個人の処分にゆだねられます。これまでも自営農の中には、収穫期などの農繁期に農業労働者を雇用するものもありました。それでは、キューバの憲法ではどういっているのでしょうか。

前文では、「社会主義・共産主義においてのみ、人間はすべての形の搾取から解放されるということ意識して・・・」、

第9条では、「国は、人間による人間の搾取のない社会に相応しい思想と、共同生活及び行動の基準を強化する」、

第14条では、「キューバ共和国においては、全人民による基本的な生産手段の社会主義所有と人間による人間の搾取の廃止に基づいた経済が主体である」、

第21条では、「個人あるいは家族労働の手段及び用具の所有が、保障される。これらは、他人の労働の搾取からもたらされた所得の取得のために利用されてはならない」、と述べています。

憲法の規定からすれば、厳密に言えば、剰余労働の搾取は禁止されています。しかし、前文にそって、搾取は、社会主義・共産主義の段階においてのみ、廃止されるということが一般に理解されていきましたので、自営農による農業労働者の雇用も、憲法違反とはされてこなかったのです。憲法の前文・第14条と、第21条との整合性に若干問題があり、今回、混乱を招いたようです。

しかし、自営業者による労働者の雇用で搾取が生まれることは、当然で、キューバ社会が資本主義から社会主義への過渡期にあり、市場も必要としている現段階では、何ら否定されるべきことでもありません。筆者が議論した10数人のキューバ人経済学者は、いずれも筆者の考えと同じものでした。

もう一つは、新たな自営業者の労働組合への組織の問題です。これまでキューバの労働者は、総数500万人余中、国家公務員が405万人、農業協同組合員・自営農36万人、その他民間労働者33万人、失業者8万人余がいました(2010年)。これらの国家公務員及び合弁企業、外国機関の労働者は、唯一のナショナルセンターであるキューバ労働者センター(CTC)に19の全国労働組合を通じて所属しており、CTCへの労働組合員数は、約300万人です。農業協同組合員及び自営農は、34万人が労働組合でなく、全国小農協会(ANAP)に結集しています。

ところが、2010年からの2年間で自営業者が、倍以上に増加して36万人となりました。そ

ここで、CTCは、2011年から民間部門の労働者(自営業者)の参加も認め、このうち30万人が新たにCTCに加盟したといます。このうち、60%は、以前に定職がなかった人々です。自営業者がCTCに加盟する理由は、CTC書記長のサルバドル・バルデスによると、「自営業者は、国や政府や行政に対して、代表する組合を通じて交渉できるからである」としています。しかし、日本でも土建労働組合のような例もありますが、従業員を常時雇用する自営業は、自分ひとりの個人事業主とは異なり、小規模企業です。バルデス書記長が問題にしている課題は、それぞれの業界団体が行うもので、基本的に労働条件の改善を目指し、生活と権利を守るという労働組合本来の使命とかけ離れているものではないでしょうか。それは、ANAPに相当するサービス業小規模経営者協会のような業界団体が結成され、業界共通の課題で、政府と交渉するのが普通ではないでしょうか。自営業者を一括して、労働組合に組織するのは、理論的な混乱があるように思われます。この点も、筆者が面談した10数名のキューバ人エコノミスト達は、いずれも同意見で、遅かれ早かれ、訂正されるであろうと述べていました。



現在、キューバでは、「経済モデルの刷新」(経済改革という言葉は避けていますが)を進めています。ほとんど理論的には議論されず、対症的に、プラグマティックに進められているのが特徴です。筆者には、社会主義をめざすのであれば、今少し科学的社会主義の理論に基づいて、議論されてもよいのではないかと思います。

(2012年4月23日 新藤通弘)